

検証・浦和電車区事件の真実 No.44

民主化闘争情報 [号外] 2008年8月25日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第44回 犯行は悪質！ 7名に有罪判決下る

2003年2月25日に始まった東京地裁における浦和電車区事件の刑事裁判は、2007年4月27日の第59回公判で結審し、7月17日に判決が言い渡された。

被告7名全員に有罪判決が下される！

7月17日、東京地裁の小池裁判長は、被告7名をいずれも有罪とする判決を言い渡した。量刑は、梁次被告が懲役1年6ヶ月(執行猶予3年)、山田被告が同1年8ヶ月(同3年)、上原被告が同1年6ヶ月(同3年)、斉藤被告が同1年(同3年)、小黒被告が同1年(同3年)、八ツ田被告が同1年(同3年)、大潤被告が同2年(同4年)である。主文が読み上げられると、被告側の代理人や傍聴席のJR東労組関係者から、「異議あり」などと声が上がった。

判決は被告らの犯行を厳しく指弾

判決は、犯行が悪質であると認め、被告人らに反省の情がまったく認められないことなどを厳しく指摘している。以下に、判決文の「量刑の理由」の中から、一部を紹介したい。

本件犯行の背景には、東労組が深い対立関係にあった他労組からの組合員の引き抜き等に強い警戒心を募らせていたことがあるが、そうした事情を考慮しても、犯行動機は、上記のとおり、結局は、被害者が嘘の弁明をしていたこと等に憤慨したことに尽きるのであって、誠に短絡的というほかない。犯行態様も、組合脱退の強要については、分会執行部において、被害者に組合脱退を迫ることを機関決定して一般組合員に周知し、いわば組合ぐるみで、1ヶ月以上の間に8回にわたって罵声を浴びせるなどして組合脱退を強要したという計画的、組織的、執拗な犯行である。会社退職の強要についても、被告人大潤及び同山田が、それぞれ休憩室やロッカー室で被害者と会った際に、強烈な脅迫文言を申し向けて暗に会社退職を迫るという陰湿なものである。このように犯行態様はいずれも悪質である。

被害者は、被告人から多数回にわたり、脅迫行為を受けたことにより、組合脱退を余儀なくされ、また、組合脱退後も、被告人大潤及び同山田から脅迫行為を受けたことなどから精神的に疲弊し、ついには会社を退職せざるを得なくなったものであって、本件犯行の結果は重大である。にもかかわらず、被告人らは、被害者に対して、これまで慰謝の措置等を講じるところか、嘘つき呼ばわりさえしているから、被害者の処罰感情が激しいのも当然である。被告人らは、当公判廷において、本件犯行につき、不自然・不合理な弁明を繰り返しており、反省の情は全く認められない。

なお、被告らは判決を不服として即日控訴した。JR東労組は「不当判決弾劾！」とする声明を発表し、「『当り前の労働組合活動・団結権』を否定する不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する」として、判決に抗議した。この日の整理券発行枚数は3,304枚に上った。裁判終了後、抗議集会を開催し、被告らの無罪を勝ち取るまで闘うことを確認したようだ。(次号に続く)

「検証・浦和電車区事件の真実」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>